

岩手県医療局管理規程第1号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">センター</th> <th>室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域生活支援連携室（南光病院に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 医療情報管理部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>12～26 [略]</p> <p>27 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあつては、<u>第14号及び第16号を除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 調査及び統計に関すること（医療情報管理部の所掌す</p>	センター	室又は科	[略]			[略]		感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）		[略]		地域生活支援連携室（南光病院に限る。）		栄養管理室		[略]	<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">センター</th> <th>室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染管理室（<u>胆沢病院、</u>中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域生活支援連携室（南光病院に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>診療情報管理室（<u>宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 医療情報管理部<u>及び診療情報管理室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>12～26 [略]</p> <p>27 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあつては第14号及び第16号を除き、<u>宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院の事務局にあつては第16号を除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 調査及び統計に関すること（医療情報管理部<u>及び診療</u></p>	センター	室又は科	[略]			[略]		感染管理室（ <u>胆沢病院、</u> 中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）		[略]		地域生活支援連携室（南光病院に限る。）		診療情報管理室（ <u>宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。</u> ）		栄養管理室		[略]
センター	室又は科																																		
[略]																																			
	[略]																																		
	感染管理室（中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）																																		
	[略]																																		
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）																																		
	栄養管理室																																		
	[略]																																		
センター	室又は科																																		
[略]																																			
	[略]																																		
	感染管理室（ <u>胆沢病院、</u> 中部病院、久慈病院及び磐井病院に限る。）																																		
	[略]																																		
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）																																		
	診療情報管理室（ <u>宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院及び二戸病院に限る。</u> ）																																		
	栄養管理室																																		
	[略]																																		

るものを除く。)

(13)～(24) [略]

28 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
病院	[略]	
	医療安全管理室、 地域医療福祉連携 室、地域生活支援 連携室及び栄養管 理室	[略]
	[略]	
地域診療センター	副地域診 療センタ ー長	地域医療センター長 を補佐し、 <u>地域医療 センター長</u> に事故が あるとき、又は <u>地域 医療センター長</u> が欠 けたときは、あらか じめ定める順位によ り、その職務を代理 する。
	[略]	
[略]		

3～7 [略]

情報管理室の所掌するものを除く。)

(13)～(24) [略]

28 [略]

(職)

第5条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
病院	[略]	
	医療安全管理室、 地域医療福祉連携 室、地域生活支援 連携室、 <u>診療情報 管理室</u> 及び栄養管 理室	[略]
	[略]	
地域診療センター	副地域診 療センタ ー長	地域診療センター長 を補佐し、 <u>地域診療 センター長</u> に事故が あるとき、又は <u>地域 診療センター長</u> が欠 けたときは、あらか じめ定める順位によ り、その職務を代理 する。
	[略]	
[略]		

3～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。